

主権国家を単位とした国際関係の把握は、次第に支配的認識モデルとして受け入れられるようになる¹。Emer de Vattel (1714-1767)がそれを明確に理論化した²18 世紀以降は、少なくともヨーロッパにおいては、国家を単位とする「国際」関係が徐々に語られるようになる³。そして、Napoléon 戦争中の 1806 年に、Napoléon 保護下に結成されたライン同盟の南ドイツ 16 領邦が神聖ローマ帝国からの脱退を宣言するに及んで、最後の皇帝 Franz II は帝冠を辞退し、神聖ローマ帝国は消滅する。神聖ローマ帝国という、現在の我々の目からすると極めて複雑な政体⁴が消滅したことにより、主権国家を単位とする国際関係という図式が一層明確となる。

ヨーロッパ統一（ローマ帝国の復活！）の夢に軍事的に挑戦した Napoléon は軍事的に破滅する。その後のヨーロッパに誕生したのが、（体制を維持する機構的仕組みに着目して）「会議体制」、（最初の会議が開かれた場所により）「ウィーン体制」、（この体制が目指し、かなりの程度実現した目標を参照して）「ヨーロッパ協調」と呼ばれる体制である。

1. 会議

国際機構法の観点から重要なのは⁵、このうちの「会議」である。主権者（のような立場にある者）が参加する会議——「会議」と言うからには 3 者以上の参加を意味しよう——自体は、特に目新しいものではない。Charlemagne 没後に孫の 3 者が会談を重ねたのは（[結局分裂したわけだが](#)）、もはや家族会議というより 3 つの「主権者」の会議であったとも言えなくはない⁶。その他、度重なる公会議は皇帝・諸王・諸侯も集まる会議で

¹ 以前も記したが、1648 年のヴェストファーレン（ウェストファリア）条約で直ちに「主権国家体制」が成立したわけではない。第 1 回予習課題参照。

² Vattel については、田畑茂二郎「国家主権概念の現代的意義」田畑茂二郎『現代国際法の課題』（有信堂、1991 年）16 頁以下。さらに詳しくは、Emmanuel Jouannet, *Emer de Vattel et l'émergence doctrinale du droit international classique*, Paris, Pedone, 1998; Yves Sandoz éd., *Réflexions sur l'impact, le rayonnement et l'actualité du « Droit des gens » d'Emer de Vattel à l'occasion du 250^e anniversaire de sa publication*, Bruxelles, Bruylant, 2010.

Vattel の議論は実務上も多大な影響力を持った。とりわけ、新興国アメリカ合衆国の裁判所は頻繁に Vattel を引用しており、弱国アメリカにとってスイス人 Vattel の主権理論が魅力的であったことが推察される。初めて世俗語（フランス語）で書かれた国際法の体系書とされる *Le droit des gens*（『万民法』あるいは『国際法』、1758 年）の英訳版 *The Law of Nations* を George Washington が大統領就任直後（1789 年）に [New York Society Library から借り出し、返却しなかった](#)ことが知られている。

³ Vattel が啓蒙思想に基づく「個人」と国内社会との関係を基盤にして国家と国際社会との関係を構想したことについては講義で述べた。このように、国際社会を考えるにあたって国内社会のあり方を参照してその類推で思考を進めるやり方を domestic analogy（国内類推）と呼ぶことが多い。H. スガナミ（臼杵英一訳）『国際社会論——国内類推と世界秩序構造』（信山社、1994 年）〔原著 1989 年〕。

⁴ 本講義では扱うことができないが、例えば、第 1 回予習課題に挙げた文献に加え、以下を参照。柳原正治「神聖ローマ帝国の諸領邦の国際法上の地位をめぐる一考察」『国際化時代の行政と法〔成田頼明先生横浜国立大学退官記念〕』（良書普及会、1993 年）659-686 頁、柳原正治「いわゆる『ドイツ国際法』論をめぐる一考察」『国際社会の組織化と法〔内田久司先生古稀記念〕』（信山社、1996 年）81-115 頁、皆川卓「ハプスブルク朝神聖ローマ帝国統治体制の諸相」佐藤勝則（編著）『比較連邦制史研究』（多賀出版、2010 年）63-98 頁。

⁵ 外交史の観点からは、高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』（中央公論社、1978 年）が必読である。

⁶ Guillaume Devin & Marie-Claude Smouts, *Les organisations internationales*, Paris, Armand Colin, 2011, p. 22.

あることもあったし、1648 年のヴェストファーレン（ミュンスター・オスナブリュック）平和会議もその典型例である。とはいえ、「会議体制」の特徴は、数え方にもよるものの、たとえば Reinalda のまとめによればこれだけの頻度で会議が開かれたところにある。

Figure 2.3 Multilateral security conferences during the nineteenth century

Year	City	Subject
1814–15	Vienna	Peace treaty, Quadruple Alliance
1818	Aix-la-Chapelle	France
1820	Troppau	Revolutions, Naples
1821	Laibach	Naples revolution
1822	Verona	Italy, Spain, Eastern Question
1830–32	London	Belgium
1831–32	Rome	Reform of the Papal States
1838–39	London	Belgium
1839	Vienna	Eastern Question
1840–41	London	Eastern Question
1850–52	London	Schleswig-Holstein
1853	Vienna	Eastern Question
1855	Vienna	Eastern Question
1856	Paris	Peace treaty Crimean War
1858	Paris	Principalities
1860–61	Paris	Syria
1864	London	Schleswig-Holstein
1867	London	Luxembourg
1869	Paris	Crete
1871	London	Black Sea
1876–77	Constantinople	Eastern Question
1878	Berlin	Eastern Question
1880	Madrid	Morocco
1884–85	Berlin	Africa
1889	Washington DC	Trade and arbitration
1889–90	Brussels	Slave trade
1899	The Hague	Law of war and arbitration

Bob Reinalda, *Routledge History of International Organizations*, London, Routledge, 2009, p. 26.

会議体制をとることは、条約で定められた。1815 年 11 月 20 日にパリ講和条約が署名されたのに合わせ、別個の条約（1814 年ショーモン条約の改正条約）⁷が署名され、以下の第 6 条がおかれた。

« Pour assurer et faciliter l'exécution du présent traité, et consolider les rapports intimes qui unissent aujourd'hui les quatre Souverains pour le bonheur du monde, les H.P.C. [Hautes Parties Contractantes] sont convenus de renouveler, à des époques déterminées, soit sous les auspices immédiates des Souverains, soit par leur ministres respectifs, des réunions consacrées aux grands intérêts communs et à l'examen des

⁷ Traité d'alliance entre les Cours d'Autriche, de la Grande-Bretagne, de la Prusse et de la Russie, signé à Paris le 20 novembre 1815, de Martens, *Nouveau recueil général de traités*, t. 2, p. 734.

mesures qui, dans chacune des époques, seront jugées les plus salutaires pour le repos et la prospérité des peuples et pour le maintien de la paix de l'Europe. »

「本条約の執行を確保し容易にするため、また、世界幸福のために四カ国主権者を今日結びつけている親密な関係を強固なものとするため、条約当事国は、しかるべき時期に、主権者の直接の主催により、あるいはそれぞれの大臣により、共通の主要な利益に関する会合をあらためて持ち、それぞれの時点において、人民の安寧と繁栄およびヨーロッパの平和維持のために最も適切と考えられる措置を検討することを約する。」

なぜ「会議」か。それは、誰が会議に出ていたかを知ることによって判る。ウィーン会議は、実質的には、イギリス・ロシア・オーストリア・プロイセンそしてなぜか敗戦国フランスの五大国を中心に回った。その後の会議も同様である（ウィーン会議後最初の会議であるエクス・ラ・シャペル会議は、フランスを含めた五国同盟を条約で定めた⁸⁾）。要は、大国間での話し合いによる安全保障体制である。外交史の観点からは、『欧州協調』は、より厳密に定義するなら、小国への影響力をめぐる大国間対立を調整するために必要とされたもの⁹⁾と指摘される。

「会議」は、話し合いの場に過ぎず、何か決定をなすにしても、法的拘束力ある決定が必要な場合には参加国全ての間の合意（条約）が採用された。つまり、法的には、会議体そのものの決定（たとえば、「エクス・ラ・シャペル会議の決定」）はなされず、エクス・ラ・シャペル会議を受けた国家間条約が署名・批准されることになる。したがって、法的に見る限り、会議体の存在自体には意味がない。しかし、会議という多数国間での話し合いの経験が積み重ねることは、後世に国際機構なるものを設立する際の土壌となる。たとえば、この「会議」は、国際連盟理事会や国際連合安全保障理事会の先駆的形態であるということも不可能ではない¹⁰⁾。

2. 国際行政連合

さらに、19 世紀後半以降、union administrative internationale（国際行政連合）とよばれる国際的な仕組みが多く作られたことも極めて重要である。その背景は、科学技術の発展と、それに伴う交通・通信・輸送の急激な進展にある。この時期は、「第 2 次産

⁸⁾ Protocole signé à Aix la Chapelle le 15 novembre 1818 par les plénipotentiaires des cours d'Autriche, de France, de la Grande-Bretagne, de Prusse et de Russie, de Martens, *Nouveau recueil général de traités*, t. 4, p. 554.

⁹⁾ 山田慎人『『欧州協調』の運営原則 1815-1848（一）』法学論叢 142 巻 1 号（1997 年）34 頁、35 頁。

¹⁰⁾ Bob Reinalda, *Routledge History of International Organizations*, London, Routledge, 2009, p. 26. ジャーナリストがヨーロッパ中から駆けつけ、それに向けてのプレスリリースが発行されたり、記者会見がなされたりもするようになった。「世論」を意識し始めるのもこの頃である。

業革命」¹¹とも呼ばれる。たとえば、「今日の鉄道が第一次世界大戦以前よりも速く、安く、よりよく運営されていることは滅多にない」¹²のである。

経済活動が国境を越えて活発化・急速化すれば、種々の実務的問題が発生する。たとえば、時間を国際的に統一しなければ不便である。1862 年に中欧測地学会（1867 年に欧州測地学会、1886 年に[国際測地学会](#)と改称）され、1884 年の子午線確定万国委員会¹³で本初子午線が決定される。度量衡も統一しなければならない（[1875 年メートル条約](#)、国際度量衡局）。通信が発達するので[郵便に関する規則も統一](#)せねばならず、[電気通信](#)についても同様である。著作権も国境を越えて保護する必要がある¹⁴、[気象情報](#)についても情報共有の必要がある¹⁵。

これらのうちいくつかは[万国郵便連合\(Union postale universelle: UPU\)](#)のように union という名称を持っており、そこから国際行政連合という上記の名称が生まれた。Union は、「会議体制」という会議とは異なり、常設的機関を有する点で機構化の度合いが強い。「行政 administrative」という形容詞を伴うのは、それらの活動が各国行政当局（郵便であれば郵便局・郵政省）の活動に対応しているからである。例えば、万国郵便連合は、各国の郵便担当部局が集まって構成する組織体と考えて良い。また、「行政」には非政治的というニュアンスもある。UPU で議論されるのは郵便に関することのみであり、加盟国が管轄する問題の全てを（潜在的に）対象とするものではない。

これら行政連合は、それを設立する条約当事国の会議のほか、事務局を有するのが通例である。ただし、この事務局の法的地位・権限はまちまちであった。たとえば、UPU は、1878 年の UPU 設立条約¹⁶により設置され、その 16 条は、国際事務局(Bureau International)について、「スイス郵政当局の監督下において機能する中央事務所 (un office central qui fonctionne sous la haute surveillance de l'Administration des Postes Suisses)」であって、加盟国間の情報や意見のやりとりを担当することとしている¹⁷。この事務局は、所在地スイス国内法上の法人格さえ有しておらず¹⁸、UPU 事務局は実質的にスイス政府の一部署であったことを意味する。これに対し、1908 年の条約¹⁹に

¹¹ 奥西孝至ほか『西洋経済史』（有斐閣、2010 年）第 6 章。

¹² 平田雅博「鉄道・運河・通信網の形成」歴史学研究会（編）『講座世界史 4 資本主義は人をどう変えてきたか』（東京大学出版会、1995 年）219 頁、224 頁。

¹³ [日本外交文書デジタルアーカイブ](#)で Djvu をインストールした上で、[第 16 卷](#)の「13 万国会議ニ関スル件」の「1、子午線確定万国委員会」を参照されたい。

¹⁴ [日本外交文書第 19 卷](#)「14 著作権保護万国同盟一件」

¹⁵ より一般的に、宮地正人「国際会議と国際条約」歴史学研究会（編）『講座世界史 4 資本主義は人をどう変えてきたか』（東京大学出版会、1995 年）237-258 頁。

¹⁶ Convention constitutive de l'Union postale universelle, *Consolidated Treaty Series*, vol. 152, p. 235.

¹⁷ より詳細には、UPU 設立条約実施規程 Règlement de détail et d'ordre pour l'exécution de la Convention の 28 条～31 条が定めている。Consolidated Treaty Series, vol. 152, p. 245.

¹⁸ Michel Dendias, « Les principaux services internationaux administratifs », *Recueil des cours de de droit international de La Haye*, t. 63 [1938-I], p. 243, p. 303.

¹⁹ Arrangement, *Consolidated Treaty Series*, vol. 206, p. 31. このような単純な名称になっているのは、この条約自体が 1903 年の別の条約の実施協定という位置づけだからである。

より設立された[国際公衆衛生事務所\(Office International d'Hygiène Publique\)](#)も同様の情報交換を任務とする（条約附属書 4 条）ところ、加盟国政府代表が構成する委員会の指揮監督下に(sous l'autorité et le contrôle d'un Comité formé de délégués des Gouvernements contractants)おかれ（条約 1 条）、設置されている国（フランス）の当局から独立しており(indépendant des autorités du pays dans lequel il est placé)（附属書 1 条）、所長(Directeur)と事務長(Secrétaire général)は上記委員会により任命される（附属書 8 条）。この場合、この Office がフランス政府の一部署であったとは言えず、一定の独立性が担保されていたと考えられる²⁰。

このように、これら団体の法的地位はさまざまであり、個別に見ても明確ではなかった。また、公私の区別もはっきりしない。つまり、私人から構成される私的な研究団体と、政府から構成される公的政治的機関との区別が必ずしもはっきりと認識されていなかったのである²¹。

3. 国際河川委員会

行政連合よりも機構化の度合いが強いのが、ライン川・ドナウ川に典型的に見られる国際河川委員会（[ライン川国際河川委員会](#)、[ドナウ川国際河川委員会](#)）である²²。これらは、「河川国家 l'Etat fluvial」²³と呼ばれることさえあるほどの権限を有していた。

そのきっかけとなったのは 1815 年ウィーン会議である。思惑は異なりながらもヨーロッパ大陸河川を「国際化」することに利害の一致した諸大国は、[ウィーン会議最終議定書](#)において、河川の国際化に関する規則をおいた。同 105 条は以下のように定めた（仏語綴りはその当時のもの）。

« Les Puissances, dont les États sont séparés ou traversés par une même rivière navigable, s'engagent à régler d'un commun accord tout ce qui a rapport à la navigation de cette rivière. Elles nommeront à cet effet des Commissaires qui se réuniront au plus tard six mois après la fin du Congrès, et qui prendront pour bases de leurs travaux les principes établis dans les articles suivants. »

「議定書署名国は、航行可能な一つの河川が国境をなしていたり自国内を貫通したりする国を含んでおり、当該河川の航行に関するあらゆる事項につき

²⁰ とはいえ、その他の職員のほぼ全てはフランス人であり、現地政府の影響力が実際には強かったと推測されている。黒神直純『国際公務員の研究』（信山社、2006 年）10 頁。

²¹ 小寺彰『『国際組織』の誕生』『国際社会の組織化と法〔内田久司先生古稀記念〕』（信山社、1996 年）1 頁、4-9 頁。

²² 奥脇直也「『国際公益』概念の理論的検討」『〔山本草二先生還暦記念〕国際法と国内法』（勁草書房、1991 年）173 頁、197-204 頁、鈴木めぐみ「国際河川における航行の自由」早稲田大学大学院法研論集 80 号（1997 年）、鈴木めぐみ「ダニユーブ川ヨーロッパ委員会の権限」早稲田大学大学院法研論集 84 号（1997 年）。

²³ Charles Zorgbibe, *Les organisations internationales*, 4^e éd., Paris, PUF, Collection « Que sais-je ? », 1997, p. 4.

合意により規律することを約する。そのために署名国は委員を任命し、当該委員は、会議終了より 6 か月以内に集まり、以下の各条に定める諸原則に基づいて活動するものとする。」

106 条は以下の通り。

« La navigation dans tout le cours des rivières indiquées dans l'article précédent, du point où chacune d'elles devient navigable jusqu'à son embouchure, sera entièrement libre, et ne pourra, sous le rapport du commerce, être interdite à personne, bien entendu, que l'on se conformera aux réglemens relatifs à la police de cette navigation, lesquels seront conçus d'une manière uniforme pour tous, et aussi favorables que possible au commerce de toutes les nations. »

「前条に示される河川の航行は、航行可能な地点から河口まで完全に自由とし、通商に関する限り、何人に対しても禁止されてはならない。もとより、当該航行に関する警察権限諸規則に従うことがその条件であり、それら諸規則は、何人に対しても同一であり、諸国民間の通商に可能な限り配慮するものとする。」

ライン川については、同議定書附属書 16B²⁴において具体的規定が置かれた。河川航行の規則を作成する中央委員会(Commission centrale)が設立され（10 条・32 条）、その委員会は各沿岸国により任命された委員から構成される（11 条）。さらに、同委員会は規則をめぐる紛争の裁判機関としても機能する（9 条）。規則の履行を監視するのは、主監督官（Inspecteur en Chef、中央委員会により任命）および副監督官（Sous-Inspecteurs、プロシア 1 名、フランス・オランダ 1 名、沿岸ドイツ諸侯 1 名それぞれ任命）である（13 条・15 条）。

ドナウ川については、その河口域がトルコ領（非ヨーロッパ国）であったため、ウィーン会議最終議定書の上記規定は適用されなかったが、クリミア戦争を終結させたパリ平和条約（1856 年。トルコも当事国）により、これら規定がドナウ川にも適用されることがとされた（15 条）。そのためにヨーロッパ委員会(Commission européenne)が設立され（16 条）、規制権限や警察権限を行使した。その後、いわゆる東方問題の処理に関する 1878 年のベルリン条約により、ヨーロッパ委員会は “dans une complète indépendance de l'autorité territoriale”（領域国から完全に独立して）活動するものとされた。

4. 国際連盟 (League of Nations/Société des Nations)

²⁴ Règlement pour la libre Navigation des Rivières, Articles concernant la Navigation des Rivières qui, dans leur Cours navigable, séparent ou traversent différents Etats, Articles concernant la Navigation du Rhin, *Consolidated Treaty Series*, vol. 64, p. 13, p. 16.

第一次世界大戦は国際法の歴史においても一大転機となった²⁵。第一次世界大戦の戦後処理の一環として、国際連盟が創設された。「[国際連盟規約](#)」（リンク先の条文は 1924 年の改正を含む）とは、すなわち、[ヴェルサイユ条約の第一部](#)のことである²⁶。

連盟規約を見れば判るように、国際連盟はかなり広範な権限と複雑な組織構造とを有する²⁷。このような存在は、国家以外の法主体を認めてこなかったそれまでの国際法学にとって当惑の種であった。たとえば、19 世紀末から第一次世界大戦までの代表的国際法学者である Lassa Oppenheim は、このような連合体(union)はこれまでに存在したことがなく、超国家でも国家連合²⁸でも同盟でもなく、全く特殊(sui generis)であって、組織化された国際社会そのものとみるべき、と主張した²⁹。もちろん、連盟が国際社会そのものというのはいかにも無理である³⁰と共に、それが sui generis であるというのは説明の放棄に他ならない。そこで、「国際法主体である国家連合」³¹であるとか、「法人たる国家から構成される法人」³²であるとか説明された。

国際連盟の目的と法的性質とを理解するため、連盟規約をよく読んだ上で、次の問について考えてきて頂きたい。

- 理事会(the Council)の構成国は？
- 5 条の全会一致規則を考慮すると、国際連盟と「会議体制」とは実質的に同じものだ、と言ってよいのか？
- 全会一致の例外にはどのようなものがあるか？
- 「国際連盟規約は戦争を禁止していない」と言われる。他方で、戦争に訴えることを制約する規定も多く置かれている（12 条、13 条、15 条）。では、どのような場合に、戦争に訴えることが可能か？

²⁵ 第一次世界大戦は、世界史をヨーロッパを中心とする視点から見ると、第二次世界大戦以上のインパクトを持っている。日本から見た場合になかなか理解しにくいそのインパクトを理解する手助けとして、以下の文献がある。中西寛「二十世紀国際関係の始点としてのパリ講和会議」法学論叢 128 巻 2 号（1990 年）、129 巻 2 号（1991 年）、ジェイムズ・ジョル『ヨーロッパ 100 年史 1』（みすず書房、1975 年）、モードリス・エクスタインズ『春の祭典』（みすず書房、新版、2009 年）、京都大学人文科学研究所『レクチャー 第一次世界大戦を考える』（人文書院、2010 年～）、シュテファン・ツヴァイク『昨日の世界(1)(2)』（みすず書房、1999 年）。

²⁶ 国際連盟成立過程の外交史的な分析として、牧野雅彦『ヴェルサイユ条約』（中公新書、2009 年）、篠原初枝『国際連盟』（中公新書、2010 年）。

²⁷ 連盟規約の条文をじっくり読んで理解して頂きたいが、手引きが必要であれば、まず参照すべきは藤田久一『国連法』（東京大学出版会、1998 年）第 1 章第 2 節～第 4 節である。

²⁸ 「国家連合」など専門用語の意味が理解できなければ、国際法の教科書や辞書などで調べておくこと。「講義計画」に示してある。

²⁹ Lassa Oppenheim, “Le caractère essentiel de la Société des Nations”, *Revue générale de droit international public*, t. 26, 1919, p. 234, pp. 237-239.

³⁰ 「連盟規約が創出したのは、国際社会そのもの(la Société des Nations)ではなく、ある一つの諸国の集合体(une Société des Nations)である。」 Georges Scelle, « L'admission des nouveaux membres de la Société des Nations », *Revue générale de droit international public*, t. 28, 1921, p. 122, p. 135.

³¹ P.E. Corbett, “What Is the League of Nations?”, *British Year Book of International Law*, vol. 5, 1924, p. 199, p. 147.

³² John Fischer Williams, “The Status of the League of Nations in International Law”, *International Law Association, Report, 34th Conference* [1926], p. 675, p. 679.

- 16 条は、場合によっては軍事制裁も可能と定めている。どのような場合か？

以上